ID:　111

担当部署:　市民生活部 環境・経済室 環境施設課

処分の概要	退場命令等
例規名 根拠条項	芦屋市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則　第5条第2項
例規番号	昭和59年規則第31号

【根拠条文】

（使用者の遵守事項）

第5条　使用者は、この規則に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　許可を受けた廃棄物以外のものを搬入しないこと。

(2)　廃棄物の搬入に際しては、廃棄物が飛散、流出しないよう防止し、施設内をみだりに汚さないこと。

(3)　廃棄物の搬入に際しては、市職員の指示に従うこと。

(4)　法、条例、規則等に違反しないこと。

2　市長は、使用者が前項各号の規定に違反したときは、施設の使用を拒否し、又は退場を命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日